

# 総務委員会資料

令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第5号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定  
について

資料 新旧対照表

令和4年2月9日  
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,365人</u>以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>460人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,246人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,434人</u>以内</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>7,267人</u>以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>438人</u>以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,116人</u>以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,433人</u>以内</p> <p>(以下略)</p>

川崎市交通局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>462人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市交通局企業職員定数条例 昭和42年3月23日条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>526人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,493人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,428人</u>以内とする。</p> <p>(以下略)</p>